



◀ 認証書交付（平成17年7月12日、文部科学省にて）



◀ 認証書

日本高等教育評価機構では、大学の教育研究活動等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的として評価をおこないます。

## 巻頭言「機関誌創刊にあたって」



佐藤登志郎  
(財)日本高等教育評価機構  
理事長  
北里大学名誉学長・相談役

日本高等教育評価機構は平成16年11月25日財団法人として活動を開始し、試行評価を経て、平成17年7月に文部科学大臣から認証を受けました。昨年度は4大学の認証評価を行い結果公表いたしました。本年度は、16大学の申込みを受け、評価員の選定等準備を完了したところです。19年度以降は40大学を超える評価申請を受けるものと予測しております。このように、本機構の活動がようやく軌道进行したこの時期に、念願の機関誌が創刊される事になりました。この機関誌が、会員大学をはじめご関心のある有識者各位に本機構の活動状況、今後の諸計画、高等教育に関する種々の情報等をお伝えし、また読者諸賢からのご意見を頂戴する場として利用されることを期待しております。

本機構の評価の使命は、Voluntary Peer Review（自由意思で行う同僚評価）によって、評価対象大学の向上に資することを願うと共に、「認証評価機関

として、客観的評価の結果を公表する義務を負っております。後者は、大学が関係者に対して行使する説明責任に、第三者的「品質保証」を付与することを意味します。そのため、評価チーム選考においては、評価対象大学との間に個人的利害関係の無いことに厳重な注意を払っております。今年度の評価作業はスケジュール通りに進んでおりますが、大学対象の説明会に加え、会員大学対象のセミナーでは、各界の学識経験者の講演会を企画しております。

本機構もまた自己点検を行い、大学から寄せられたご意見をいれて、評価方法の細部に亘って検討し、改善に向けての作業は怠り無く進めて行く方針です。多くの私立大学が短期大学を併設して、同時評価を希望している大学もあっております。

本機構の財政問題についても検討しなければなりません。現在の精度で評価を行い、その他の諸事業を推進するためには、会費・評価料も含めて、収入・支出の再点検が必要になりました。この点についても、各位のご意見をいれ合理的な提案をしたいと思います。どうか今後とも引き続き、ご支援とご指導のほど心からお願い申し上げます。

### Contents

|                                |   |                            |   |
|--------------------------------|---|----------------------------|---|
| ■ 巻頭言「機関誌創刊にあたって」佐藤登志郎         | 1 | ■ 「初年度の認証評価を終えて」瀧澤博三       | 5 |
| ■ (財)日本高等教育評価機構が掲げる基本方針と大学評価基準 | 2 | ■ 「評価の質を担保しながら効率性を高める」伊藤敏弘 | 5 |
| ■ (財)日本高等教育評価機構の歩み             | 2 | ■ 平成18年度の事業計画概要            | 6 |
| ■ 「大学の発展に繋げてこそ意味がある」大沼 淳       | 3 | ■ 「質の保証と評価機構の果たすべき役割」高倉 翔  | 7 |
| ■ 「私学の特性に配慮した評価」原野幸康           | 3 | ■ FAQ（よくある質問）              | 7 |
| ■ 大学機関別認証評価の基本スケジュール           | 4 | ■ 理事・監事・評議員一覧              | 8 |
| ■ 平成17年度の認証評価認定大学              | 4 | ■ 会員校一覧                    | 8 |
| ■ 平成17年度の主要な活動                 | 4 |                            |   |

## 大学機関別認証評価の基本方針

- 1. 評価機構の定める大学評価基準に基づく評価**  
教育研究活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価をおこないます。
- 2. 教育活動の状況を中心とした評価**  
教育活動を中心に大学の総合的な状況の評価します。
- 3. 大学の特性、特徴に配慮した評価**  
各大学の個性（建学の精神・大学の基本理念、使命・目的）を重視した評価をおこないます。
- 4. 各大学の改革・改善に資する評価**  
評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視します。
- 5. 自己評価報告書に基づく評価**  
各大学が「自己評価報告書作成ガイド」に従って作成する自己評価報告書（根拠資料・データ等を含む）に基づいて評価をおこないます。

- 6. ピア・レビューを中心とした評価**  
大学の教職員を主体としたピア・レビューを基本として、大学外の有識者も大学評価判定委員会委員に加え、評価の客観性、社会的妥当性を確保します。
- 7. 定性的評価を重視した評価**  
定量的指標のみならず、活動内容に対する定性的な評価を重視した評価をおこないます。
- 8. コミュニケーションを重視した評価**  
一方的な判断を回避するため、自己評価担当者等に対する説明会や意見申立ての機会（二度）を設けます。
- 9. 透明性が高く、信頼される評価システムの構築**  
プロセス、方法及び結果を広く社会に公表し、評価システムに対する大学と社会からの意見を取り入れるシステムを整備することにより、常に評価システムの改善をおこないます。

## 大学評価基準の内容

- 基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的**  
・建学の精神・大学の基本理念の学内外への提示  
・大学の使命・目的の明確化と学内外への周知
- 基準2. 教育研究組織**  
・教育組織の統合性と相互連携  
・教育機能を発揮させるための各教育課程の取組み  
・教養教育のための組織上の措置  
・教育方針等を形成する組織と意思決定過程の整備と機能性  
・継続的教育研究向上のための仕組みの整備
- 基準3. 教育課程**  
・教育課程や教育方法への教育目的の反映  
・編成方針に即した体系的かつ適切な教育課程の設定  
・特色ある分野における教育内容・方法の工夫
- 基準4. 学生**  
・アドミッションポリシーの明確化と適切な運用  
・学習支援体制の整備と適切な運営  
・学生サービス体制の整備と適切な運営  
・就職・進学支援等の体制の整備と適切な運営
- 基準5. 教員**  
・教育課程遂行のために必要な教員の適切な配置  
・教員の採用・昇任の方針の明確化と適切な運用  
・教員の適切な教育担当時間と教育研究活動支援体制の整備  
・教員の教育研究活動の活性化のための取組み

- 基準6. 職員**  
・職員の組織編制及び採用・昇任・異動方針の明確化と適切な運営  
・職員の資質向上のための取組み  
・大学の教育研究支援のための事務体制の構築
- 基準7. 管理運営**  
・大学の目的達成のための管理運営体制の整備と機能性  
・管理部門と教学部門の適切な連携  
・自己点検・評価等の管理運営への反映
- 基準8. 財務**  
・大学の教育研究目的を達成するための財政基盤の確保と適切な会計処理  
・適切な財務情報の公開  
・外部資金の導入のための努力
- 基準9. 教育研究環境**  
・教育目的達成のために必要なキャンパス等の整備と維持、運営  
・施設設備の安全性の確保と快適な教育研究環境の整備
- 基準10. 社会連携**  
・社会への物的・人的資源提供の努力  
・企業や他大学との適切な関係の構築  
・地域社会との協力関係の構築
- 基準11. 社会的責務**  
・組織倫理の確立と適切な運営  
・学内外に対する危機管理体制の整備と機能性  
・公正かつ適切な広報活動体制の整備と適切性

## 大学の発展に繋げてこそ意味がある



大沼 淳  
日本私立大学協会会長  
文化女子大学理事長・学長

実施することとなった。

私立大学は多くの難問を抱えているが、各大学が建学の精神に則って教育の理念・目標を明確にし、個性ある大学を目指さなければならない。学内の改

本協会は、平成12年から私学高等教育研究所を中心として第三者評価の研究を進め、平成16年11月に（財）日本高等教育評価機構を創設した。平成17年7月には同機構が第三者評価機関として文部科学大臣の認証を受け、大学の特性に配慮した特色ある日本型の大学評価を実

革に取り組み、社会への説明責任も果たさなければならない。改革を推進し、個性豊かな大学にするために、義務化された第三者評価を有効に機能させたいものである。4年制大学は、7年ごと以内に認証評価機関による評価を受けることになっているが、日常的に自己点検・評価を行い、不断の改善努力を重ねることが肝要である。認証評価を受審することは目的ではなく手段である。評価のプロセスを通じ、また「自己評価報告書」作成の前提となる詳細な基礎資料・データを客観的に分析して将来計画を策定するなど、大学の発展に繋げてこそ意味がある。

大学評価が社会に広く認知され、定着するにはいささかの時間を要するが、高等教育の健全な発展に資することを願いたい。同機構は揺籃期にあり、試行錯誤の連続であると思われるが、本協会の会員校を中心に支援していかなければならない。

## 私学の特性に配慮した評価



原野 幸康  
(財)日本高等教育評価機構  
専務理事・事務局長

の確立を提言した。

これは、21世紀を目前にし、「知的基盤社会」の中心をなす大学の改革こそが最重要課題であるとして、英・米をはじめとする世界各国が一斉に改革を推進した結果、国際的な「評価」の時代に突入した。わが国で

平成3年と同11年の二度にわたる大学設置基準の改正は、大学の自由なカリキュラム編成を可能にしたが、自己点検・評価を努力目標から義務化することとなった。この間、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策について」を答申し、多元的な評価システム

も平成12年大学評価・学位授与機構が発足したのをはじめ、政府の総合規制改革会議や中央教育審議会の答申など第三者評価の導入が相次いで提言されてきた。

こうした情勢の下、わが国の私立大学370大学で組織する日本私立大学協会（昭和21年設立）は、平成12年、喜多村和之博士を迎え附置私学高等教育研究所を設立した。当面する高等教育諸問題の調査研究を行うと同時に、「私学の特性に配慮した評価システムのあり方」についてプロジェクト・チームを中心に基本策をまとめた。同協会の総意をもって、下欄に記載したような経過をたどり「財団法人 日本高等教育評価機構」として活動を開始したものである。

その心は、受身的な評価ではなく建設的な自己研究・診断・改革を基礎とした建学の精神を踏まえたものを基準とし、また、可能な限り定性的評価を行い、さらには学識者の意見を反映するなど私学の特性に配慮したシステム構築から出発したものである。

## (財)日本高等教育評価機構の歩み



平成17年7月25日  
評価機構設立披露会

- 平成12年  
日本私立大学協会附置私学高等教育研究所を設置、「大学評価システム」の研究開始
- 平成14年  
10月 日本私立大学協会が第三者評価機関設立を決議
- 平成16年  
4月1日～ 学校教育法施行により認証評価機関による評価が義務化（7年以内）
- 10月 文部科学大臣に対し、財団法人日本高等教育評価機構の設立許可申請
- 11月 文部科学大臣より財団法人日本高等教育評価機構の設立許可

- 平成17年  
1～2月 大学評価セミナー（会員募集を兼ねた説明会）を開催（全国7地区）
- 2月 試行評価を実施（文化女子大学・金沢工業大学）
- 2～3月 米国調査団を派遣（タフツ大学・NEASCにて調査研究）
- 4月 文部科学大臣に対し、大学評価をおこなう認証評価機関となるための認証申請



平成17年2月 米国（ニューヨーク）にて調査研究



平成17年2月 試行評価（金沢工業大学）

- 平成17年  
6月～7月 7月12日 大学評価セミナー（全国5地区）を開催  
文部科学大臣から大学評価を行う認証評価機関として認証
- 7月15日 平成17年度・認証評価申請大学自己評価担当者説明会
- 8月10・12日 大学評価国際セミナーを実施（東京・京都）



平成17年8月12日 国際セミナー

- 平成17年  
8月～9月 評価員セミナーを開催（全国7地区）
- 9月 平成18年度 認証評価申請を受付



平成17年8月 評価員セミナー（大阪）

- 平成18年  
3月末 平成17年度 申請大学に対する評価結果を大学へ通知・文部科学大臣へ報告・社会へ公表



平成18年3月 記者発表



# 平成18年度の事業計画概要

## 1. 私立大学等の教育研究活動を主とした評価事業

認証評価機関として各大学の申請を受理し、教育研究活動等について評価を実施するという本機構にとって中心となる事業です。

大学評価（認証評価）の実施は、平成18年度評価（平成17年9月受付）16大学、平成19年度評価（平成18年9月受付）50大学（予定）についてそれぞれ並行

して実施します。

また、各大学の評価関係者の意識を高め、取組みの強化を図るために評価セミナー及び平成19年度評価実施大学の自己評価担当者説明会の開催を計画しています。

## 2. 大学評価員の養成事業

評価実施にあたっての緊急課題は、評価員の確保・評価システムに係る共通理解の徹底です。このため本評価機構は、評価員の養成事業を早急

に実施します。

また、各大学の評価関係者の意識を高め、取組みの強化を図るために評価セミナー及び平成19年度評価実施大学の自己評価担当者説明会の開催を計画しています。

## 3. 大学評価に関する調査研究事業

評価基準・評価マニュアル等に対する調査研究・見直し・改訂等を恒常的に行い、さらには大学評価に関する国際情勢にも対応していくための事業です。

評価基準等の調査研究・会員協議会の開催・国際会議等への参加を計画しています。

## 4. 私立大学等の教育研究活動改善に対する支援事業

大学評価の意義・方法・手続・結果に対する取組み等について、大学から要請があれば、指導のため

に要員を派遣する等の相談業務を実施します。

## 5. 大学評価に関する広報及び啓発活動

認証評価機関としての活動状況・評価結果等の公表を行い、大学評価の意義・内容・手続等を大学関係者・国民に広く理解してもらうための事業です。

年2回（予定）の機関誌の発刊・ホームページの維持管理・公開講演会開催を計画・実施します。

## ● 取組み課題

### 1. 財政基盤の確立

現行の会費・評価料は、認証申請前に暫定措置として決定しました。しかしながら、平成17年度認証評価実施を経て、今後評価活動を本格的かつ円滑に実施していくために、財政基盤の確立を図ることが急務です。そのため、会費・評価料を早急に見直し、収支を均衡させる必要があります。なお、この問題については、中央教育審議会から早急に取組むよう指摘を受けているところです。

### 2. 短期大学認証評価基準等の作成

平成17年度から大学機関別認証評価を開始しましたが、会員大学の過半数が短期大学を併設しており、短期大学についての認証評価実施を強く求められています。本評価機構としてはできるだけ早い時期に、短期大学評価の認証を取得し、認証評価を実施できるよう検討に着手します。

### 3. 評価員の確保

学校教育法等に定める認証評価実施期間が本年度を含め残り5年となったことから、今後評価申請大学が急増することが予想されます。このような状況に対処できるよう評価員の大幅増員・事務局体制の充実に早急に取組みます。

### 4. 評価基準等の見直し

今後急激な増加が予想される認証評価の実施にあたって、現行評価システムが問題なく適用できるかについて、財政面・評価員・事務局及び評価大学側等多方面の意見や要望を参考にして、今後の認証評価の円滑な実施に向けた見直しを検討します。

### 5. 機関誌の発刊等

事業活動等について、客観的で透明性の高い第三者評価であることを内外にPRしていくため、さらには、会員大学への情報提供等の面からも積極的な広報活動が必要と考えており、本年度から機関誌（年2回）の刊行を予定しています。

## 質の保証と評価機構の果たすべき役割



高倉 翔  
(財)日本高等教育評価機構  
副理事長  
明海大学学長

平成3年の「大学設置基準」の改正直後、アクレディテーションの研究のため渡米し、タイミングよく、機関別アクレディテーションの《実地体験》ができた。

それから10年を経て、中教審・大学分科会将来構想部会の副部長として「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）のまとめに参画した。それだけに、『日本高等教育評価機構』を身近に感じている。

認証評価は、なによりも大学の「質の保証」のためにある制度であると同時に、大学が「自ら改善を図る

ことを促す」制度、さらに「説明責任」を通して大学が「社会による評価を受ける」制度である。したがって、『評価機構』が果たすべき本来の役割は、決して「認定・保留・不認定」の判定をすることではなく、「保証・改善・説明」のための《支援》でなければならない。また、「評価する者は評価」され、しかも「360度評価」が求められる。これこそ《評価文化という言葉の内実》といえよう。『評価機構』も絶えず「360度評価」を受けながら、自らを「保証・改善・説明」する《努力》を継続し、進化する『評価機構』としての実績を示していく社会的な責務を負っている。

最後に、「答申」が「国際的にも通用するような大学の質の保証」と同時に、「第三者評価を社会的・国際的に通用する制度として育てる必要」を強く求めていることを想起したい。『評価機構』にとっても《社会的・国際的使命》を求めての前進が課題とされる。

## FAQ（よくある質問）

### <入会に関すること>

Q 入会の時期は、決まっていますか。  
A 年間を通じて随時入会を受付けています。

Q 入会の申込方法を教えてください。  
A 「入会申込書」に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて評価機構事務局まで郵送してください。なお、入会申込書はホームページからもダウンロードできます。

Q 非会員大学が評価を受ける場合、会員大学との差額を支払うとありますが、その会費は半年度、1周期どちらでしょうか。  
A 1周期分（7年間）の会費相当額と評価料の総計を、評価の申請時に徴収します。ただし、評価機構の設立が周期2年目であったため、第1回目の周期は6年です。そのため、会費相当額は6年分となります。

Q 平成19年度に大学を設置した場合、会費は平成19年度以前の分もさかのほつて払うのでしょうか。  
A 平成19年度以前の会費は徴収しません。

### <受審申請に関すること>

Q 評価を受ける時期ですが、1周期の中で最終年に受けたい場合の申込み及び公表の時期を教えてください。  
A 平成16年以前に設立された大学は、平成22年度までに認証評価を受ける必要があります。平成22年度認証評価は、平成21年9月に受付け、1年半にわたる評価実施後、平成23年3月に結果公表となります。

Q 平成16年度新設大学は、完成年度を経た後、7年以内に評価を受ければよいのでしょうか。  
A 設置年度から7年以内に評価を受けなければなりません。したがって、4年制大学であれば、完成年度後3年以内に評価を受けていただくこととなります。

Q 改組等により学部等が進行中の場合、学部の完成年度を経ないと評価を受けられないのでしょうか。  
A 機関別大学評価なので、大学が完成年度に達していれば受けられます。

Q 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価機構で評価を受けられますか。  
A 大学からの申請があれば正当な理由がある場合を除き認証評価を実施します。平成18年度アンケート（意向調査）の結果を踏まえて、評価員の増員や事務局体制を整備し、でき得るかぎり希望にそえるよう検討しています。

Q 非会員大学が評価を受ける場合、会員大学との差額を支払うとありますが、その会費は半年度、1周期どちらでしょうか。  
A 1周期分（7年間）の会費相当額と評価料の総計を、評価の申請時に徴収します。ただし、評価機構の設立が周期2年目であったため、第1回目の周期は6年です。そのため、会費相当額は6年分となります。

Q 機関別大学評価なので、大学が完成年度に達していれば受けられます。

Q 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価機構で評価を受けられますか。  
A 大学からの申請があれば正当な理由がある場合を除き認証評価を実施します。平成18年度アンケート（意向調査）の結果を踏まえて、評価員の増員や事務局体制を整備し、でき得るかぎり希望にそえるよう検討しています。

### <審査に関すること>

Q 調査報告書と評価報告書の違いは何でしょうか。  
A 調査報告書とは、書面・実地調査を踏まえ、評価チームが作成し大学評価判定委員会に提出するもので、大学のみへ通知します。評価報告書とは、大学評価判定委員会でまとめた最終的な評価結果であり、大学への通知後、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等で社会へ公表します。

Q 実地調査の日程について、詳細を教えてください。  
A 実地調査は、対象大学の規模、分野及び書面調査の状況によって多少異なりますが、原則として2泊3日で実施します。初日は正午より開始、2日目は終日、最終日は午前中を終了します。スケジュールの詳細は、ホームページ上の実地調査マニュアル（大学用）に掲載しています。

Q 不認定が出た場合は、大学として認められないということでしょうか。  
A 「不認定」とは、評価機構の基準を満たしていないということであり、大学として認められないということではありません。「不認定」であっても、認証評価は実施済みとなり、法律的法律違反にはなりません。

Q 不認定が出た場合は、大学として認められないということでしょうか。  
A 「不認定」とは、評価機構の基準を満たしていないということであり、大学として認められないということではありません。「不認定」であっても、認証評価は実施済みとなり、法律的法律違反にはなりません。

Q 不認定が出た場合は、大学として認められないということでしょうか。  
A 「不認定」とは、評価機構の基準を満たしていないということであり、大学として認められないということではありません。「不認定」であっても、認証評価は実施済みとなり、法律的法律違反にはなりません。

### <その他>

Q 1周期の間に評価基準やシステムが変わる可能性はあるのでしょうか。もし変わる

とすれば、どの程度でしょうか。  
A 必要な内容については、随時改善は行っていますが、原則として1周期（原則7年）の間はできるだけだけ微修正でおさめたいと考えています。

Q 自己評価担当者は、どのような人が適任ですか。また、何人必要でしょうか。  
A 申請時に、学内の調整や周知などリーダーシップがとれる方を、自己評価担当者として原則1名登録していただきます。複数の場合は主担当がわかるようにしてください。

Q 評価申請を行ってから自己評価報告書提出の前に、評価機構に確認していただくことができますか。  
A 可能です。加えて、大学評価の意義、手続及び結果に対する取組み等も、大学から要請があれば、相談業務（要員の派遣も含む）を行っています。

Q 社会へ公表する内容を教えてください。  
A 評価機構では、11の大学評価基準を満たしているかどうか、またその「判定理由」「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」等を評価報告書にまとめ、対象大学へ通知します。また、その全文をホームページや冊子等を通して社会に公表します。具体的な内容は、ホームページを参照してください。

Q 機関別評価とプログラム評価の違いは何ですか。  
A 機関別認証評価は、大学の教育研究等の総合的状況を評価します。一方、プログラム評価は、教育課程、教員組織やその他の教育研究活動の状況についての評価です。現在、認証評価では、専門職大学院にかぎりプログラム評価が義務付けられています。評価機構の大学評価基準は、大学の使命・目的に照らして大学全体として基準を満たしているかどうかの状況を判断する機関別評価です。

## ■ 理事一覧（18名）

理事長　佐藤登志郎（北里大学名誉学長・相談役）

副理事長　高倉　翔（明海大学学長）

専務理事　原野　幸康（日本私立大学協会参与）

石田　恒夫（広島経済大学理事長・学長）

大沼　淳（文化女子大学理事長・学長・日本私立大学協会会長）

北島　義俊（大日本印刷株式会社代表取締役社長）

黒田　壽二（金沢工業大学学園長・総長）

小出　忠孝（愛知学院大学学院長・学長）

後藤　淳（愛知工業大学理事長・総長）

佐藤東洋士（桜美林大学理事長・学長）

高柳　元明（東北薬科大学理事長・学長）

中村　量一（中村学園大学理事長）

西村　駿一（別府大学理事長）

野崎　弘（独立行政法人国立博物館理事長・東京国立博物館館長）

野田起一郎（近畿大学名誉学長）

廣川　利男（東京電機大学学園長）

森田　嘉一（京都外国語大学理事長・総長）

森本　正夫（北海学園大学理事長・北海商科大学学長）

（理事一覧は上記の通り）

## ■ 監事一覧（3名）

齋藤　力夫（永和監査法人代表社員）

塚本　邦彦（大阪芸術大学理事長・学長・学院長）

中原　爽（参議院議員、日本歯科大学理事）

## ■ 評議員一覧（33名）

井尻　昭夫（岡山商科大学理事長・学長）

大西　良三（中部大学理事長・学園長）

大橋　秀雄（工学院大学理事長）

冲永　莊一（帝京平成大学理事長）

加賀谷淳子（日本女子体育大学客員教授）

香川　達雄（女子栄養大学理事長）

北古賀勝幸（熊本学園大学理事長）

小出　秀文（日本私立大学協会事務局長）

小林　素文（愛知淑徳大学理事長・学長）

佐野　博敏（大妻女子大大学理事長・学長）

島田　輝子（文京学院大学理事長・学長）

末岡　熙章（名古屋経済大学理事長・学長）

杉本　拓（北星学園大学理事長）

高井　伸夫（高井伸夫法律事務所所長弁護士）

瀧澤　博三（日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹）

田中　郁三（東京工業大学名誉教授）

谷岡　一郎（大阪商業大学理事長・学長）

東松　孝臣（大阪工大摂南大学理事長・総長）

戸田　安士（金城学院大学理事長・学院長）

西岡　信雄（大阪音楽大学理事長）

野原　明（文化女子大学教授、同附属杉並中学高等学校校長）

原田　嘉中（千葉商科大学理事長・学園長）

菱山　泉（鹿児島国際大学理事長）

平尾　和義（酪農学園大学理事長）

福井　直敬（武蔵野音楽大学理事長・学長）

福原　隆善（佛教大学学長）

朴澤　泰治（仙台大学理事長）

細山田明義（昭和大学学長）

村崎　正人（徳島文理大学理事長・学園長）

柳谷　透（八戸工業大学理事長）

山本　襄治（聖イグナチオ教会助任）

吉田　泰輔（国立音楽大学理事長）

六鹿　正治（株式会社日本設計代表取締役社長）

## ■ 会員校一覧（257大学／平成18年6月20日現在）

**【北海道】**
旭川大学
札幌学院大学
札幌国際大学
千歳科学技術大学
道都大学
函館大学
北星学園大学
北海学園大学
北海商科大学
北海道医療大学
北海道工業大学
北海道文教大学
北海道薬科大学
酪農学園大学
**【東北】**
東北女子大学
八戸工業大学
富士大学
盛岡大学
仙台大学
東北工業大学
東北生活文化大学
東北薬科大学
東北芸術工科大学
いわき明星大学
東日本国際大学
**【関東】**
筑波学院大学
足利工業大学
国際医療福祉大学
作新学院大学
共愛学園前橋国際大学
高崎商科大学
東京福祉大学
浦和大学
共栄大学
埼玉医科大学
埼玉学園大学
十文字学園女子大学
女子栄養大学
駿河台大学
西武文理大学
東京国際大学
東邦音楽大学
日本工業大学
人間総合科学大学
平成国際大学
武蔵野学院大学
明海大学
愛国学園大学
江戸川大学
川村学園女子大学
神田外語大学
聖徳大学
千葉科学大学
千葉工業大学
千葉商科大学
帝京平成大学
東京成徳大学
日本橋学園大学
麗澤大学
和洋女子大学
上野学園大学
桜美林大学
大妻女子大学
北里大学
国立音楽大学
国土館大学
昭和大学
昭和薬科大学
杉野服飾大学
聖母大学
高千穂大学
帝京大学
東京家政学院大学
東京工科大学
東京純心女子大学
東京女学館大学
東京女子体育大学
東京聖栄大学
東京造形大学
東京電機大学
東京富士大学
東京薬科大学
東京理科大学
桐朋学園大学
日本医科大学
日本歯科大学
日本獣医生命科学大学
日本女子体育大学
日本体育大学
文化女子大学
星薬科大学
武蔵野大学
武蔵野音楽大学
目白大学
神奈川工科大学
鎌倉女子大学
産業能率大学
松蔭大学
昭和音楽大学
女子美術大学
洗足学園音楽大学
横浜商科大学
新潟医療福祉大学
新潟経営大学
新潟国際情報大学
新潟青陵大学
帝京科学大学
山梨学院大学
**【中部】**
高岡法科大学
桐朋学園大学院大学
富山国際大学
金沢学院大学
金沢工業大学
金沢星稷大学
金城大学
北陸大学
福井工業大学
松本歯科大学
朝日大学
岐阜経済大学
岐阜女子大学
中京学院大学
中部学院大学
静岡英和学院大学
静岡産業大学
静岡福祉大学
静岡理工科大学
愛知学院大学
愛知学泉大学
愛知工科大学
愛知工業大学
愛知産業大学
愛知淑徳大学
愛知みずほ大学
桜花学園大学
金城学院大学
椛山女子学園大学
大同工業大学
中京女子大学
中部大学
東海学園大学
同期大学
東邦学園大学
豊橋創造大学
名古屋音楽大学
名古屋外国語大学
名古屋学芸大学
名古屋経済大学
名古屋芸術大学
名古屋産業大学
名古屋商科大学
名古屋女子大学
名古屋造形芸術大学
名古屋文理大学
日本福祉大学
人間環境大学
名城大学
鈴鹿医療科学大学
鈴鹿国際大学
**【関西】**
成安造形大学
びわこ成蹊スポーツ大学
京都外国語大学
京都嵯峨芸術大学
種智院大学
花園大学
佛教大学
平安女学院大学
明治鍼灸大学
大阪大谷大学
大阪音楽大学
大阪観光大学
大阪経済大学
大阪経済法科大学
大阪芸術大学
大阪工業大学
大阪歯科大学
大阪樟蔭女子大学
大阪商業大学
大阪成蹊大学
大阪体育大学
大阪電気通信大学
大阪人間科学大学
追手門学院大学
関西外国語大学
関西鍼灸大学
関西福祉科学大学
四條畷学園大学
四天王寺国際仏教大学
摂南大学
千里金蘭大学
帝塚山学院大学
羽衣国際大学
芦屋大学
大手前大学
関西国際大学
関西福祉大学
近畿福祉大学
甲子園大学
甲南女子大学
神戸学院大学
神戸国際大学
神戸山手大学
宝塚造形芸術大学
兵庫大学
奈良大学
奈良産業大学
**【中・四国】**
鳥取環境大学
岡山学院大学
岡山商科大学
岡山理科大学
倉敷芸術科学大学
山陽学園大学
中国学園大学
美作大学
呉大学
比治山大学
広島経済大学
広島工業大学
広島国際大学
広島国際学院大学
広島文教女子大学
徳山大学
梅光学院大学
四国大学
徳島文理大学
四国学院大学
高松大学
**【九州・沖縄】**
九州栄養福祉大学
九州国際大学
九州情報大学
久留米工業大学
西南女学院大学
聖マリア学院大学
第一経済大学
第一福祉大学
第一薬科大学
筑紫女学園大学
中村学園大学
福岡工業大学
福岡歯科大学
長崎国際大学
九州看護福祉大学
熊本学園大学
熊本保健科学大学
崇城大学
平成音楽大学
日本文理大学
別府大学
南九州大学
宮崎国際大学
宮崎産業経営大学
鹿児島国際大学
鹿児島純心女子大学
志學館大学
沖縄キリスト教学院大学
名桜大学

財団法人　日本高等教育評価機構
JIHEE Japan Institution for Higher Education Evaluation
◆平成18年6月30日発行
◆編集人：原野幸康
◆〒102-0073　東京都千代田区九段北　4-2-11　第二星光ビル 2F
電話　03-5211-5131　Fax　03-5211-5132
◆URL：ht tp://www.jihe e.or.jp/



左右に配置された流線はく地球>と、両手で作る<輪>をイメージしています。大学と社会を結ぶ機構でありたいとの想いを込めました。また、ロゴマークのカラーは、高等教育発展にかける情熱を表しました。